

他府県の手話言語条例(平成28年4月1日現在)その1

	全日本ろうあ連盟の県手話言語モデル条例	鳥取県手話言語条例	神奈川県手話言語条例	群馬県手話言語条例
	平成26年4月6日更新	平成25年10月8日成立 同年10月11日施行	平成26年12月25日成立 平成27年4月1日施行	平成27年3月12日成立 同年4月1日施行
前文		<p>ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。</p> <p>わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。</p> <p>その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。</p> <p>しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。</p> <p>鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とうろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。</p> <p>手話がろう者とうろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とうろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。</p>	<p>手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とうろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。</p> <p>我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展を遂げてきたが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。</p> <p>その後、平成18年12月の国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年1月、我が国はこれを批准した。</p> <p>この条約の採択により、手話が言語であることが世界的に認められ、ろう者による歴史的、文化的所産である手話に対する理解の促進が期待されている。</p> <p>そうした中、我が国では、手話が言語であることを障害者基本法において明らかにしたものの、いまだ手話に対する理解が浸透しているとは言えないことから、手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある。</p> <p>こうした認識の下、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。</p>	<p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の際に用いられている。</p> <p>わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、発音訓練を中心とする口話法の導入により、昭和八年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。当時のろう教育は、手話とうろう者に対する理解が乏しかったため、結果的に十分に手話を使う権利や、少なからずろう者の尊厳が損なわれてきた。</p> <p>手話の普及を図るため、戦後間もない昭和22年5月に、全国から200人以上のろう者が群馬県の伊香保温泉に集い、これを出発点に全国各地へ手話の普及活動を展開させ、今に至っている。</p> <p>現在では、憲法や法律に手話を規定する国も増えており、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。そして、わが国でも平成23年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むと規定され、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准されている。</p> <p>群馬県では、平成15年に人にやさしい福祉のまちづくり条例を制定し、障害者への理解と共生を推進してきている。そこで、手話は言語であるとの認識に立ち、県民に広くろう者と手話に対する理解を広め、ろう者の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送り、ろう者とうろう者以外の者が互いを理解し共生する「まちづくり」の展開を目指し、更に、等しく全ての障害者への理解と共生社会の実現に寄与すべくこの条例を制定する。</p>

<p>目的</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、手話を言語として明示した障害者の権利に関する条約や障害者基本法にもとづき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、手話がろう者の意思疎通及び情報の取得又は利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とする。</p>
<p>定義</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 手話 ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることをいう。 二 ろう者 聴覚障害者のうち、手話を使い日常生活をおくる者をいう。</p>	<p>(手話の意義) 第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。 2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。</p>	<p>(手話の意義) 第2条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵(かん)養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。</p>
<p>基本理念</p>	<p>(基本理念) 第3条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進と手話の普及、手話が使いやすい環境の整備を行わなければならない。かつ、ろう者が手話により意思疎通を行う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。</p>
<p>県の責務</p>	<p>(県の責務) 第4条 県は、基本理念にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。 2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、こ</p>	<p>(県の責務) 第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。</p>	<p>(県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行うとともに、手話を使用する者の協力を得て、手話の普及等を推進する責務を有する。</p>	<p>(県の責務) 第4条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 2 県は、ろう者及び手話に関わる者の協力を得て、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。</p>

	の条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進を図るものとする。	2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。		
市町村の責務	(市町村の責務) 第5条 市町村は、この条例の目的と基本理念に対する住民の理解の促進、並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。	(市町村の責務) 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。	(市町村との連携及び協力) 第5条 県は、手話の普及等に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。	(市町村との連携及び協力) 第5条 県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。
県民の役割	(県民の役割) 第6条 県民は、この条例の目的と基本理念に対する理解を深めるよう努めるものとする。 2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。 3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的と基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。	(県民の役割) 第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。 2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。	(県民の役割) 第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。 2 手話を使用する者は、基本理念にのっとり、県が実施する手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。	(県民の役割) 第6条 県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努めるものとする。 2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。 3 手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。
事業者の役割	(事業者の役割) 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。	(事業者の役割) 第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。	(事業者の役割) 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。	(事業者の役割) 第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。
手話の普及(計画の策定及び推進)	第2章 手話の普及 (計画の策定及び推進) 第8条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な次の施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。 一 手話の普及及び理解の促進のための施策に関する事項 二 手話による情報取得の施策に関する事項 三 手話による意思疎通支援の施策に関する事項 四 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的の実現を図るために必要な施策に関する事項 2 知事は、前項に規定する施策について定めよう	第2章手話の普及 (計画の策定及び推進) 第8条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。 2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。	(手話推進計画) 第8条 県は、基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話の普及等に関する計画(以下「手話推進計画」という。)を策定し、これを実施しなければならない。 2 県は、手話推進計画の策定又は変更に当たっては、県民の意見を聴き、これを反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。	(計画の策定及び推進) 第8条 県は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項の規定による群馬県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

	<p>とするときは、あらかじめ、第17条に規定する〇〇県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。</p>			
<p>手話を学ぶ機会の確保等</p>	<p>(手話を学ぶ機会の確保等)</p> <p>第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。</p> <p>2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員がこの条例の目的と基本理念を理解し、手話を学習するための取組を推進するものとする。</p>	<p>(手話を学ぶ機会の確保等)</p> <p>第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。</p> <p>2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。</p>		<p>(手話を学ぶ機会の確保等)</p> <p>第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。</p> <p>2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。</p>
<p>手話を用いた情報発信等</p>	<p>(手話を用いた情報発信等)</p> <p>第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信を行うものとする。</p> <p>2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。</p>	<p>(手話を用いた情報発信等)</p> <p>第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。</p> <p>2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。</p>		<p>(手話を用いた情報発信等)</p> <p>第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。</p> <p>2 県は、ろう者が手話を使い、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等に努めるものとする。</p>
<p>手話通訳者等の確保、養成等</p>	<p>(手話通訳者等の確保、養成等)</p> <p>第11条 県は、市町村と協力して、ろう者がいつでも無償で手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受けられる体制を確保するとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。</p>	<p>(手話通訳者等の確保、養成等)</p> <p>第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。</p>		<p>(手話通訳者等の派遣体制の整備)</p> <p>第11条 県は、手話通訳者等及びその指導者の養成及び研修に努め、市町村と協力して、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。</p>

学校における手話の普及	<p>(学校における手話の普及)</p> <p>第12条 聴覚障害者である幼児、児童又は生徒(以下「ろう児等」という)が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話の習得及び習得した手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び手話の意義に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援等に関する措置を講ずるものとする。</p> <p>3 県は、この条例の目的及び手話の意義に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(学校における手話の普及)</p> <p>第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。</p> <p>3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>		<p>(学校における手話の普及)</p> <p>第12条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒(以下「ろう児等」という。)が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。</p> <p>3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に掲げる事項を推進するため、手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。</p>
事業者への支援	<p>(事業者への支援)</p> <p>第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(事業者への支援)</p> <p>第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。</p>		<p>(事業者への支援)</p> <p>第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援に努めるものとする。</p>
ろう者等による普及啓発	<p>(ろう者等による普及啓発)</p> <p>第14条 ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(ろう者等による普及啓発)</p> <p>第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。</p>		<p>(ろう者等による普及等)</p> <p>第14条 ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。</p>
手話に関する調査研究	<p>(手話に関する調査研究)</p> <p>第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。</p>	<p>(手話に関する調査研究)</p> <p>第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。</p>		<p>(手話に関する調査研究)</p> <p>第15条 県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。</p>
財政上の措置	<p>(財政上の措置)</p> <p>第16条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第9条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第16条 県は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

手話施策 推進協議 会(設置)	第3章 ○○県手話施策推進協議会 (設置) 第17条 次に掲げる事務を行わせるため、○○県 手話施策推進協議会(以下「協議会」という。) を設置する。 一 第8条第2項の規定により、知事に意見を述 べること。 二 この条例の施行に関する重要事項について、 知事に意見を述べること。	第3章鳥取県手話施策推進協議会 (設置) 第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県 手話施策推進協議会(以下「協議会」という。) を設置する。 一 第8条第2項の規定により、知事に意見を述 べること。 二 この条例の施行に関する重要事項について、 知事に意見を述べること。		
手話施策 推進協議 会(組織)	(組織) 第18条 協議会は、委員○人以内で組織する。	(組織) 第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。		
手話施策 推進協議 会(委員)	(委員) 第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関 の職員及び優れた識見を有する者のうちから知 事が任命する。 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委 員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。	(委員) 第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関 の職員及び優れた識見を有する者のうちから知 事が任命する。 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委 員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。		
手話施策 推進協議 会(会長)	(会長) 第20条 協議会に会長を置き、委員の互選により これを定める。 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を 代理する。	(会長) 第20条 協議会に会長を置き、委員の互選により これを定める。 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を 代理する。		
手話施策 推進協議 会(会議)	(会議) 第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が 議長となる。 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会 議を開くことができない。	(会議) 第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が 議長となる。 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会 議を開くことができない。		
手話施策 推進協議 会(庶務)	(庶務) 第22条 協議会の庶務は、○○部において処理す る。	(庶務) 第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処 理する。		
雑則	(雑則) 第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の 運営に関し必要な事項は、協議会が定める。	(雑則) 第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の 運営に関し必要な事項は、協議会が定める。		

附則	附則 この条例は、公布の日から施行する。	附則 この条例は、公布の日から施行する。	附則 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	附則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
----	-------------------------	-------------------------	--	------------------------------